



広報 いが市 おかげさまで 300号

これからもよろしく
お願いします！

【特集】移住・交流の取り組み…………… 2

介護保険制度……………4

後期高齢者医療制度……………6

2018 伊賀市民文化祭参加者募集……………8

生活習慣病を予防しましょう……………9

地域で介護予防を始めてみませんか……………10

※写真は5月27日に青山高原で開催された第31回青山高原つつじフォー
ターマラソン大会の様子。詳しくは18ページをご覧ください。

移住・交流の取り組み

〓 移住者数県内1位を達成しました 〓

市では平成28年度から、「移住・交流」を重点施策と位置づけ、県内初となる専門部署を設置して取り組みを始めました。今回はその取り組みを紹介します。

主な取り組み

移住コンシェルジュによる相談



東京・大阪・名古屋などでの移住相談会



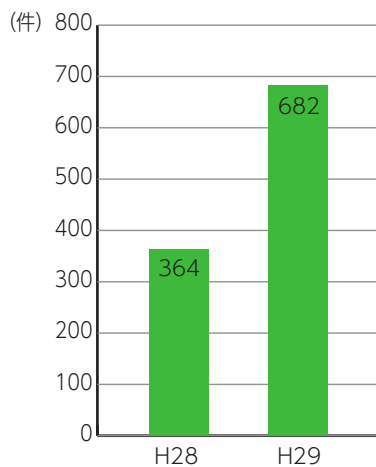
移住体験セミナー



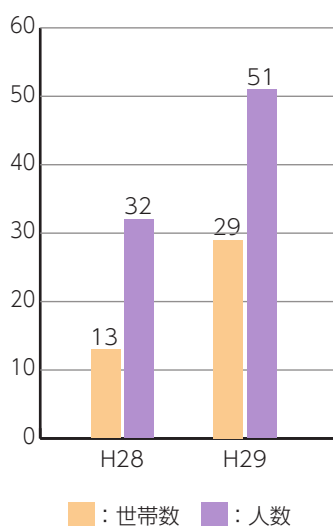
移住者交流会



相談件数推移



移住者（世帯・人数）推移



移住に関する相談件数は平成28年度には延べ364件あり、13世帯32人が伊賀市に移住されました。平成29年度には延べ相談件数が682件となり、29世帯51人が伊賀市に移住されました。総務省と三重県の調べによると、平成28年度の県内各市町の移住相談件数の合計は1508件あり、このうち364件が伊賀市への

相談で、県全体の約24%を占めています。また、三重県の調べによると、平成29年度に県と市町の移住支援施策を利用して、県外から移住された人は、伊賀市が県内で最多でした。今後も市への移住のPRと丁寧な移住相談を行うとともに、移住した人が地域に溶け込み、活躍するサポートを行います。

トを行います。また、相談者はさらに増加すると見込まれており、多くの人を迎えるため、今年度から移住コンシェルジュを増員し2人体制としました。「来たい・住みたい・住み続けたい『伊賀市』の実現に向け、さらに市全体で取り組みを進めます。*移住者数・行政の相談窓口を利用して移住した人数



○中出さんの強みを教えてください
私は京都の美術大学卒業後、デザインに関する仕事や小学校の美術講師を経て、出産・子育てのタイミングで伊賀へ帰郷し、その後、夫と二人で洋菓子店を開業



▲中出 充佳

中出充佳移住コンシェルジュに日頃の業務や抱負などを聞きました。

しました。
自分自身が都市部からのUターン者なので、相談者さんの気持ちには共感する部分が多くあります。起業や子育てなども含めて、自分の経験が参考になれば嬉しいです。

また、デザインの知識を生かしてチラシや冊子を作成し、視覚的に伊賀市をアピールすることにチャレンジしたいと思っています。
覚えることが多く大変ですが、経験が浅い分、相談者さんと同じ目線で対応できることが自分の強みだと思っています。

○移住コンシェルジュの役割を教えてください

住まいや仕事、子育て、自治会との繋ぎ役など、移住に関する総合相談窓口を担当しています。また、移住する際のサポートだけではなく、移住後の不安解消も大切な仕事の一つです。伊賀市では移住者同士の交流会を開催しており、これらが悩みごとの解決や、伊賀暮らしを楽しむヒントを得る機会として好評いただいています。



▲岡本市長も伊賀市への移住をPR

○どのようなコンシェルジュをめざしますか

移住はその人の人生を左右する一大イベントだと考えています。だからこそ、一人ひとりに寄り添い、その人に適した生活のイメージを膨らませ、よりよい伊賀暮らしを提案できるようなコンシェルジュになりたいです。

○移住者を受け入れる側になる市民の皆さんに一言お願いします

もし、身近に移住してきた人がいたらついったらまず、気軽に声を掛けてい

ただきたいと思っています。その一言は、互いに大きな意味を持つと思います。
移住者さんは、地域での繋がりがりや安心を得ることになるでしょうし、すでに伊賀市にお住まいの人は、これまで当たり前すぎて意識しなかった、移住者が楽しむ「伊賀市の魅力」を再発見する機会になるかもしれません。
互いに刺激を受け合いながら伊賀暮らしを楽しみむかけになれば素敵ですね。



【問い合わせ】

地域づくり推進課

☎ 22・9680

FAX 22・9694



あなた自身や家族の将来を支えるために 介護保険制度

【問い合わせ】 介護高齢福祉課

☎ 26・3939 FAX 26・3950

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また、介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えるための制度です。一定の介護が必要になったとき、市町村の認定を受けることで、指定された事業者から介護サービスが受けられます。

■平成30年度から

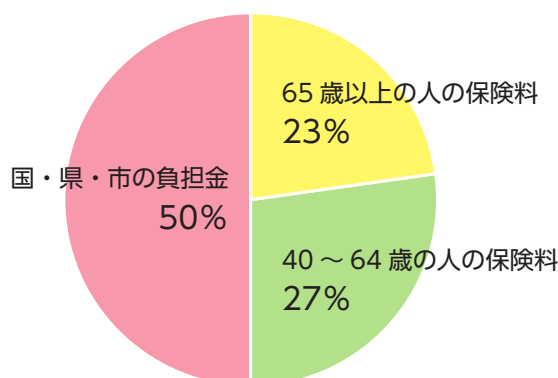
介護保険料が変わりました

介護保険制度の見直しにより、財源の負担割合が65歳以上の人は23%、40～64歳の人は27%となりました。また、今後増加が見込まれる介護給付費などを推計した上で、平成30年度から3年間の保険料を見直しました。介護保険料の所得指標である合計所得金額は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額を用います。

■介護保険料の納め方

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料の納付は、年金からの天引き（特別徴収）が基本ですが、

介護保険制度の財源



特別徴収ができない場合に限り、納付書または口座振替での納付（普通徴収）となります。特別徴収ができる人は普通徴収で納付することはできません。

《特別徴収の対象にならない人》

- 老齢・退職年金、遺族年金、障害年金が年額18万円（月額1万5,000円）未満の人
- 65歳になった直後の人
- 他市町村から転入した直後の人

- 年度当初（4月1日現在）で年金を受給していなかった人
- 年度途中に保険料の所得段階が変更になった人
- 年金を担保にして資金の貸付を受けた人 など

■介護保険料納入通知書を発送します

7月13日（金）に、65歳以上の人へ平成30年度介護保険料納入通知書を発送します。今回お届けする通知書の保険料額は、本人の前年の所得額や年金収入額と、本人や同じ世帯の人の市民税の課税状況によって算定しています。

■介護保険負担限度額認定証の更新受付が始まりました

現在の認定証の有効期間は7月31日（木）までです。8月以降分の更新申請のお知らせを発送しますので、引き続き認定が必要な人は申請してください。

※この認定証は、介護保険要介護・要支援認定を受け、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院に入

所している人、短期入所（ショートステイ）サービスを利用している人の食費・居住費（滞在費）を限度額までにおさえ、負担を軽減するものです。

※負担段階を判定する対象所得には障害年金や遺族年金などの非課税年金も含まれます。

【認定の要件】

○ 本人が住民税非課税世帯で、世帯を別にする配偶者も住民税非課税であること。

○ 預貯金などの資産が、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること。

【申請受付開始日】

7月2日（月）

【申請に必要なもの】

申請書・同意書・印鑑・通帳や株など資産を証明する書類の写し

※配偶者がいる場合は、配偶者の資産を証明する書類の写しも添付してください。

【結果通知・認定証の発送】

7月末以降順次

【申請先】

介護高齢福祉課・各支所住民福祉課

平成30年8月から

■利用者負担割合が変わります

利用者負担の割合が2割の人のうち、特に所得の高い人の負担割合が3割になります。

◆2割負担になる人

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

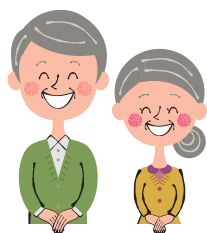
◆3割負担になる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人
◆右記に該当しない人は、1割負担になります

■介護保険負担割合証を発送します

8月1日(水)以降の介護保険サービスを利用する際の自己負担割合を記載した証を、7月23日(月)以降順次発送します。

なお、8月1日時点で介護保険要介護・要支援更新(変更)認定申請中の人は、認定結果に同封します。



2018(平成30)年度～2020年度の伊賀市介護保険料

所得段階	対 象 者	保険料率	年 額
第1段階	次のいずれかに該当する人 ○生活保護受給者 ○世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(年金所得額を除く。)+課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.45	35,231 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階に該当せず、本人の前年の合計所得金額(年金所得額を除く。)+課税年金収入額の合計が120万円以下の人	基準額 × 0.63	49,323 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1、第2段階に該当しない人	基準額 × 0.75	58,718 円
第4段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額(年金所得額を除く。)+課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.90	70,462 円
第5段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で第4段階に該当しない人	基準額	78,291 円
第6段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額 × 1.15	90,035 円
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額 × 1.25	97,864 円
第8段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 × 1.50	117,437 円
第9段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	基準額 × 1.70	133,095 円
第10段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	基準額 × 1.85	144,838 円
第11段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	基準額 × 2.00	156,582 円

いつまでも元気に暮らしていくために 後期高齢者医療制度

○新しい被保険者証が届きます
○保険料率・保険料の軽減率が変わります

後期高齢者医療保険は、75歳以上の全ての人が被保険者です。
(生活保護受給の人は除く)

また、65歳以上で*一定の障がいがあり、申請により広域連合の認定を受けた場合は加入できます。

*一定の障がいとは…

- 国民年金法などにおける障害年金1級・2級
- 身体障害者手帳1級・3級、4級の一部(音声言語下肢の1号、3号または4号に関する障害)
- 療育手帳のA1・A2
- 精神障害者保健福祉手帳の1級・2級

被保険者証が変わります

7月下旬に、新しい被保険者証(若草色)を簡易書留で郵送します。届いたら、負担割合(1割あるいは3割)を確認してください。

現在の被保険者証(ピンク色)は、8月1日以降使用できませんので、保険年金課または各支所住民福祉課に返却するか、破棄してください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」をご存じですか

世帯全員が住民税非課税の被保険者は、入院・通院ともに「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関などの窓口へ提示すると、窓口で支払う自己負担額や入院時の食事代が限度額までの支払いになります。

認定証の交付を受けるには申請が必要です。現在交付を受けている人も、引き続き交付を希望する場合は8月中旬に申請をしてください。郵送による手続きも可能です。

保険料は医療費の財源です

後期高齢者医療制度の医療にかかる費用のうち、みなさんが医療機関で支払う自己負担分を除いた部分は、国や都道府県、市が負担する公費が約5割、後期高齢者支援金(現役世代の保険料「料」から支出)が4割を負担し、残りの約1割を被保険者のみなさんに納めていただく保険料で負担します。

保険料をご確認ください

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を納付いただきます。原則、7月中旬に保険料額および納付方法の通知を送付しますので、確認してください。

保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が定額を負担する「均等割額」とその人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。今年度は保険料改定の年にあたります。

*総所得金額等とは…

○平成29年中の各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額など)を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが、退職所得は含みません。

○遺族年金や障害年金は収入に含みません。

○各種所得控除(社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除など)は適用されません。

年間保険料額

上限 62 万円
(上限 57 万円)

＝

均等割額

42,965 円
(43,870 円)

＋

所得割額

前年中の総所得金額等*から 33 万円を引いた額に 8.86%をかけた額
(9.06%)

※ () は 28・29 年度の数字

保険料の軽減率が変わります

①所得が低い世帯に対する軽減
所得が低い世帯に属する人は、左表のとおり均等割額が軽減されます。平成30年度から所得割の軽減は廃止されました。

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下 ※そのほか各種所得がないこと	9割	4,296円
33万円以下	8.5割	6,444円
(33万円+被保険者数×27.5万円)以下	5割	21,482円
(33万円+被保険者数×50万円)以下	2割	34,372円

- 4月1日(年度途中に資格取得された人は資格取得日)現在での世帯の状況で判定します。
- 65歳以上の人の年金所得は通常の公的年金控除以外に15万円を控除し計算します。
- 事業専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。

②被用者保険の被扶養者であった人に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険の被扶養者であった人は、均等割額を5割軽減し所得割は賦課しません。(所得が低い世帯に属する人の9割軽減または8.5割軽減に該当する場合は、そちらが適用されます。)

該当する人には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった人で軽減措置が行われていない場合は、保険年金課へお知らせください。
※被用者保険とは、協会けんぽや企業の健康保険、船員保険、公務員の共済組合等のことです。



保険料の納付方法

保険料の納付方法は、原則として特別徴収(年金からの天引き)となります。また、年金の受給額が年額18万円未満の場合や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの受給額の2分の1を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく普通徴収となります。昨年度と納付方法が変わる場合がありますので、必ず自分の納付方法を確認してください。

①特別徴収になる人

年間保険料額の決定通知書をお送りしますので、10月・12月・2月の年金天引き予定額を確認してください。
○納付方法を年金天引きから口座振替に変更できます。希望する人は申請してください。
(申請の時期により変更時期が異なります。)

②普通徴収になる人

年間保険料額の決定通知書と納付書を送付します。
保険料は納期限内に納めましょう。
納期限を過ぎて納付がない場合は督促状を送付します。
○納付書払いから口座振替への変更をお勧めします
口座振替の手続きをすると納め忘れがなくなり便利です。

金融機関での手続きが必要ですので、詳しくは決定通知書の最後のページをご覧ください。

保険料の減免・徴収猶予

災害にあった場合や、生活困難などで保険料の納付が著しく困難な人(おおむね生活保護基準に準じる程度の場合)は、申請することにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができる場合がありますので、保険年金課にご相談ください。



【問い合わせ】

三重県後期高齢者医療広域連合事業課

☎059・221・6883

☎059・221・6884

保険年金課

☎22・9660

FAX 26・0151

芸術文化活動の発表の場としてご参加ください 2018伊賀市民文化祭参加者募集

公募事業

◆舞台部門

【とき・内容・ところ】

とき	内容	ところ
11月10日(土)	音楽祭(洋楽) ライトミュージック	ハイトピア伊賀 5階 多目的大研修室
11月11日(日)		
11月18日(日)	総合フェスティバル 洋舞・ジャズダンス	伊賀市文化会館
11月23日(金・祝)		
11月24日(土)		

《募集ジャンル》

①ライトミュージック ②洋楽 ③洋舞 ④日本舞踊 ⑤邦楽
⑥大正琴 ⑦吟剣詩舞 ⑧相撲甚句 ⑨新舞踊 ⑩民謡・民舞

【参加資格】

構成メンバーの主体が

※④～⑩の部門は、総合フェスティバルとして開催します。(1舞台につき、時間を制限する可能性あり)

市内にある団体

※洋楽とライトミュージックは個人でも参加できます。

※文化の振興以外の主たる目的(政治・宗教・営利など)を持って活動する団体・個人を除きます。

【参加費】 1舞台につき、5,000円

※個人参加は2,500円

※出演にかかる経費や舞台運営経費は、参加者負担です。

◆展示部門

【とき】 11月1日(木)～4日(日)

【ところ】

ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室など

【募集ジャンル】 絵画・書・写真・手芸・工芸・生花など

【参加資格】 構成メンバーの主体が

市内にある団体・個人

※文化の振興以外の主たる目的(政治・宗教・営利など)を持って活動する団体・個人を除きます。

※1人につき2作品以内とします。

【参加費】 1作品につき500円

※展示スペースの関係上、作品のサイズを制限することがあります。

※出品にかかる経費は、参加者負担です。

展示・舞台部門に

参加する団体の皆さんへ

体験会を同時実施する団体を募集します

【ところ】 要相談

【申込方法】 別途申込書が必要です。

申し込み時にお申し出ください。

※応募多数の場合は、抽選で決定

協賛事業

【募集事業】 市民文化祭の目的に沿って広く一般の人に公開され、主催者が文化団体・企業・学校・公益法人(宗教法人を除く)などである事業

【とき】 10月1日(月)～11月30日(金)

【協賛事業の決定】 実行委員会決定後、8月中旬に通知する予定です。

承認された事業は、広報いが市などでお知らせします。

※事業経費は、全額主催者負担です。



公募事業・協賛事業に

申し込むには...

申込書に必要事項を

記入の上、ファックス・

持参で申し込んでくだ

さい。引き換えに出演・

出品者全体会議(開催

予定: 8月中旬)の案

内をお渡しします。

※ファックスの場合、申込後1週間

以内に全体会議の案内が返信され

ないときはご連絡ください。

【申込期間】

7月9日(月)～8月8日(水)

【申込書配布場所】

文化交流課・本庁舎玄関受付・各

支所振興課(上野支所を除く)・各

公民館

※市ホームページからもダウンロード

できます。

【申込先・問い合わせ】

伊賀市上野丸之内117番地の13

(芭蕉翁記念館内)

文化交流課

☎ 22・9621 FAX 22・9619

第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画を策定しました

生活習慣病を予防しましょう

【問い合わせ】 保険年金課
☎ 22・9659 FAX 26・0151

策定の経緯

伊賀市国民健康保険では、第1期計画の期間が平成29年度で終了したことに伴い、「第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）」と「第3期特定健康診査等実施計画」（平成30年度～2023年度）を一体的に策定しました。

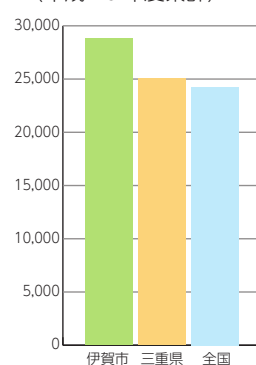
この計画に基づき、特定健診等の結果、レセプトデータなどの健康・医療情報を活用して効果的かつ効率的な保健事業を実施することで、被保険者の健康の保持増進を図り、医療費の適正化をめざすものです。

医療費の状況

三重県、全国と比較して平成28年度の被保険者の一人当たり医療費は高くなっています。入院とならないよう受診を継続しながら、重症化を予防することが課題です。

また、疾病別医療費割合は高血圧症、脂質異常症が高くなっており、全医療費のうち生活習慣病に關係する疾患の割合が6割を占めています。医療費を抑制するには、生活習慣病を予防することが課題となります。

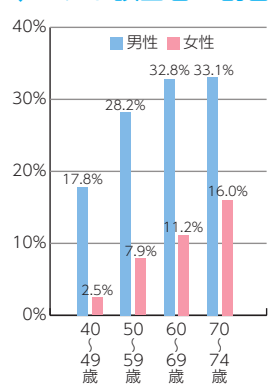
一人当たり医療費の比較
(平成28年度累計)



年齢階層別メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合

平成28年度における男女別の年齢階層別メタボリックシンドローム該当者の割合は、男女ともに70歳代前半の年齢層が最大となっています。男女比においては、男性が圧倒的に高く、男女の別で大きな開きがあります。

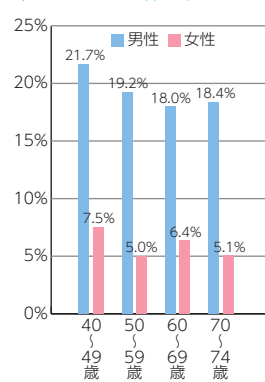
◆メタボ該当者の割合



平成28年度における男女別の年齢階層別メタボリックシンドローム予

備群の割合は、男性の40歳代が最も高くなっており、若年期からの生活習慣の改善が必要です。

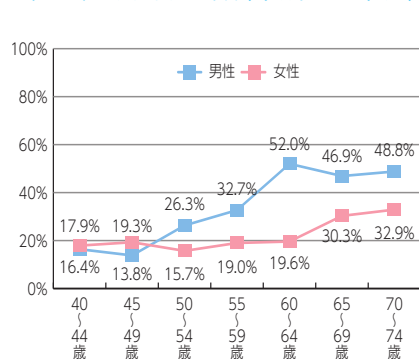
◆メタボ予備群の割合



年齢階層別特定健診受診率

男女別の年齢階層別特定健診受診率について、受診率が最も高い年齢層と最も低い年齢層の受診率の開きは、男性が38・2ポイント、女性が

特定健診受診者数 (平成28年度)



今後の取り組み

17・2ポイントで、男女とも年齢階層により大きな開きがあります。特に、男性では45歳から49歳と女性では60歳以下の受診率が低いことから、受診率向上の取り組みが必要です。

○メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健診を実施するとともに、特定健診および脳ドック・人間ドックの結果に基づいてそれぞれに応じた保健指導を実施します。

○がん検診・歯周疾患検診を実施します。また、健康マイレージ事業や糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施します。

○重複・頻回受診指導や後発医薬品利用促進を周知します。

○年1回、必ず健康診断を受けましょう。自分の体の状態を知ることが健康づくりの第一歩です。○健診の結果を日々の生活に生かし、生活習慣を見直しましょう。※特定保健指導の対象になった人には案内が届きますので、指導を受けてください。

「介護予防リーダー養成講座」の受講者を募集します 地域で介護予防を始めてみませんか

介護予防のきっかけづくり

介護が必要になる原因の多くは、筋力や運動機能の低下による転倒や骨折から寝たきり状態になることだといわれています。予防のためには運動を行い、筋力を維持・増強することが重要ですが、「どんな運動をすればいいのかわからない」「一人ではなかなか続かない」という人も多いのではないのでしょうか。

一緒に運動をする仲間や近くに運動のできる場所があれば気軽に運動に取り組めます。

介護予防リーダーとは、自身が主体となつて地域の仲間と運動を中心とした介護予防に取り組んでいただく人です。

元気で生き生きした地域をめざして

「介護予防リーダー養成講座」では、介護予防のための運動を中心とした取り組みを地域で実践するための知識や技術を手軽に習得できます。ぜひこの機会に介護予防を楽しく学びませんか。

地域で活動する介護予防リーダーの声

過去の受講者が、地域で元気に活躍しています！



奥田 代子さん
高尾 佐江子さん
福田 民子さん

笑いが絶えない
教室づくり
(高尾)

地域で行っているいきいきサロンに体操を取り入れたいと考えたことが受講のきっかけでした。

体を動かすことはとても良いことですが、一人で体操をしようとしてもなかなか続けることが難しいです。そこで、皆で集まれば楽しく運動に取り組める

と思い、4月から正式に介護予防教室を始めました。

教室では、楽しく運動に取り組めるように、プログラムを参考に参加者の様子を見ながら進めることを大切にしています。

これからも気軽に参加でき、笑いが絶えない教室にしていきたいと考えています。

介護予防リーダー養成講座と聞くと、少し荷が重く聞こえますが、まずは自分の健康のためと思つて気軽に参加してほしいと思います。

◆介護予防リーダー養成講座

基礎編・応用編の連続講座です。グループワークや、現在活動中のグループの視察見学（別日程）もあります。

10回以上出席した人には修了証を発行します。

【とき】

《基礎編》 7月30日、8月6日・20日、9月3日
《応用編》 9月10日、10月29日、11

月5日・12日・19日、12月3日・10日、1月7日・21日
※すべて月曜日の午後2時～4時

【内容】

《基礎編》 介護予防について・運動の理論と方法（実技あり）
《応用編》 運動の実践（ストレッチ体操・ボールやセラバンドを使った運動実技）・運動継続のポイントなど

【ところ】

伊賀市文化会館 多目的室

【講師】 介護予防運動指導士

陶山 美佐さん・稲垣 智子さん

【対象者】 運動に関心があり、地域での自主グループの設立・運営に意欲のある人

【定員】 30人（申し込み多数の場合は、応募動機を考慮して選定）

【申込方法】 住所、氏名、生年月日、電話番号、応募動機を電話またはファックスでお伝えください。

【申込期間】 7月3日（火）～13日（金）

【申込先・問い合わせ】

地域包括支援センター
☎ 26・1521 FAX 24・7511

◆ 民間プールも開放されます

プールをご利用ください

【問い合わせ】スポーツ振興課

☎ 22-9635 FAX 22-9852



【と き】

7月7日(土)～8月26日(日) 午前9時～午後10時

【ところ】

大山田 B&G 海洋センター・阿山 B&G 海洋センター

※上野運動公園プールは老朽化のため休止します。

【休業日】 大山田:毎週月曜日 (※7月16日は営業)

阿山:毎週火曜日

※2施設とも天候などで利用期間や時間を変更することがあります。

【利用料】 乳幼児:50円 中学生以下:150円

一般:300円 ※小学校2年生以下は保護者同伴

★上野運動公園プール休止に伴い、

下記の2つの代替事業を実施します★

◆上野運動公園から大山田 B&G 海洋センター (上野市駅前経由) 間で無料送迎バスを運行します

【運行日】 7月24日(火)～8月24日(金) (月・土・日曜日を除く。)

上野運動公園⇄(上野市駅前経由)⇄大山田 B & G 海洋センター 無料送迎バス時刻表

上野運動公園発	上野市駅前	大山田 B & G 海洋センター着
9:00	9:05	9:30
10:00	10:05	10:30
12:30	12:35	13:00
14:00	14:05	14:30

大山田 B & G 海洋センター発	上野市駅前	上野運動公園着
12:00	12:25	12:30
13:20	13:45	13:50
16:00	16:25	16:30

※往路の乗車は上野運動公園・上野市駅前、降車は大山田 B&G 海洋センター

※復路の乗車は大山田 B&G 海洋センター、降車は上野市駅前・上野運動公園

◆民間プールの開放

下記の民間プールを一般開放していただきます。一般開放日時は右のとおりです。

【一般開放施設】

- ①ウエストスポーツクラブ上野校 (緑ヶ丘東町 795 番地の 1)
- ②ウエストスポーツクラブ佐那具校 (佐那具 23 番地の 1)

【利用料】 B&G 海洋センタープール利用料と同額

【注意事項】 ○乳幼児は保護者同伴でご利用ください。

○場内規則を守ってください。守っていただけない場合は、退場をお願いすることがあります。

○ボール、ビーチボール、浮き輪は使用できません。

○貴重品は、必ず受付に預けてください。

ウエストスポーツクラブ一般開放日時

と き	上野校	佐那具校
7月	22 日(日) 10:00～15:00	10:00～11:30
	23 日(月) 13:00～16:00	一般開放なし
	24 日(火) 13:00～16:00	一般開放なし
	25 日(水) 13:00～15:00	
	26 日(木) 12:00～15:00	一般開放なし
	27 日(金) 13:00～15:00	
	29 日(日) 10:00～15:00	10:00～11:30
	30 日(月) 10:00～15:00	
	31 日(火) 10:00～15:00	
8月	1 日(水) 12:00～15:00	13:00～15:00
	2 日(木) 12:00～15:00	一般開放なし
	3 日(金) 13:00～15:00	
	5 日(日) 10:00～15:00	10:00～11:30
	6 日(月) 13:00～16:00	一般開放なし
	7 日(火) 13:00～16:00	一般開放なし
	8 日(水) 13:00～15:00	
	9 日(木) 12:00～15:00	一般開放なし
	10 日(金) 13:00～15:00	
	12 日(日) 10:00～15:00	10:00～11:30
	13 日(月) 10:00～15:00	
	14 日(火) 10:00～15:00	
	15 日(水) 10:00～15:00	
	16 日(木) 12:00～15:00	一般開放なし
	17 日(金) 13:00～15:00	
	19 日(日) 10:00～15:00	10:00～11:30
	20 日(月) 13:00～16:00	一般開放なし
	21 日(火) 13:00～16:00	一般開放なし
	22 日(水) 13:00～15:00	
	23 日(木) 12:00～15:00	一般開放なし
	24 日(金) 13:00～15:00	
	26 日(日) 10:00～15:00	10:00～11:30

【問い合わせ】

スポーツ振興課

大山田 B&G 海洋センター ☎ 47-0551

阿山 B&G 海洋センター ☎ 43-1380

ウエストスポーツクラブ上野校 ☎ 0120-045375

ウエストスポーツクラブ佐那具校 ☎ 0120-379045



◆ 国民年金保険料の免除制度をご存知ですか

国民年金のはなし

【問い合わせ】 保険年金課
☎ 22-9659 FAX 26-0151

① 保険料免除制度・納付猶予制度

保険料を納め忘れた状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」をご利用ください。
※申請者本人、配偶者、世帯主の所得審査があります。

【対象期間】 7月～2019年6月分

② 学生納付特例

学生で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例」があります。

【対象者】 学校教育法に規定する大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人

【対象期間】 4月～2019年3月分

※①②とも、原則として毎年申請が必要です。

※2年1カ月前までさかのぼって申請ができます。

その期間に未納があり、かつ、納付が困難な場合は、すみやかに申請してください。

■ 免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

保険料の全額免除や一部納付などの承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。ただし、すでに老齢基礎年金を受けている人は追

納することができません。保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】 保険年金課

各支所住民福祉課

津年金事務所 ☎ 059-228-9112

▶ 日本年金機構からのお知らせ

「ねんきんネット」をご利用ください

○ 人生設計に合わせて、年金額の試算ができます

年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額など、ご自身の人生設計に合わせた条件に基づいて、年金額の試算ができます。

○ いつでも最新の年金記録が確認できます

パソコンやスマートフォンで、24時間いつでも毎月更新された年金記録を確認できます。

（手続方法）

① 日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/> にアクセス

② 「ねんきんネット」サービスご利用登録

※登録には基礎年金番号が必要です。「ねんきん定期便」に記載されているアクセスキーをお持ちの場合は手続きがスムーズです。

※アクセスキーが不明の場合は年金事務所で交付手続きができます。

詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

☎ 0570-058-555（ナビダイヤル）

※アクセスキーについて

津年金事務所 ☎ 059-228-9112

◆ 本を読んであなたの思いを伝えましょう

読書感想文コンクール作品募集

【問い合わせ】 上野図書館
☎ 21-6868 FAX 21-8999

読書は豊かな人間性や考える力を育みます。読書で感じたことをつづって表現してみませんか。特選・入選の人には、賞状と副賞をお渡しします。

【課題】 自由 ※未発表のものに限ります。

【応募資格】 市内在住・在勤・在学の人

【応募区分】 ○第1部：高校生・大学生・一般

○第2部：中学生 ○第3部：小学生

【応募規定】

○縦書き400字詰め原稿用紙を使用し、応募は1人1点とします。

○原稿枚数は、第1部・第2部は5枚以内、第3部は3枚以内とします。

○題名は原稿の欄外へ記入し、住所・氏名・学校名などは、応募票に記入の上、原稿に添えて提出してください。

○応募原稿は返却しません。

【応募方法】 郵送・持参

【応募期間】 9月1日(土)～10月2日(火) ※必着

【応募先】

〒518-0873 伊賀市上野丸之内40番地の5
伊賀市上野図書館

◆ ディズニー映画「ズートピア」を上映します

三重県内男女共同参画連携映画祭

【問い合わせ】 人権政策課

☎ 22-9632 FAX 22-9666



【と き】

8月18日(出) 午後2時(開場 午後1時30分)

【ところ】

あやま文化センター さんさんホール

【内 容】

県内の5つの男女共同参画センターと20市町が連携し、三重県内男女共同参画連携映画祭2018を開催します。思いきり笑って心から泣ける感動のディズニー映画「ズートピア」を上映します。映画を通して男女が共に生きるヒントを見つけましょう。

【上映作品】 「ズートピア」

【定 員】

先着260人 ※整理券が必要です。(無料)

【託 児】

1歳児～未就学児の託児があります。(無料)

○申込期間：7月9日(月)～8月6日(月)

○定員：10人程度

【整理券配布開始日】 7月9日(月)

【整理券配布時間】

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く。

【整理券配布場所】

○伊賀市上野丸之内500番地

ハイトピア伊賀 4階男女共同参画センター

○各支所振興課(上野支所を除く。)



【ズートピアの見どころ】

動物たちが高度な文明社会を築いた世界「ズートピア」を舞台に、ウサギの女の子ジュディが奮闘するディズニー映画です。

動物たちには決められた役割分担がありましたが、ジュディは大きくて強い動物だけがなれる警察官に憧れ、史上初のウサギ警察官になります。

サスペンス要素も含みつつ、わかりやすくシンプルで、勝手の固定観念に縛られず、努力と挑戦を続けることで、状況も環境も自分自身も変えられるということ、そして、友情の大切さも教えてくれます。

「夢を信じる勇気」をテーマにしながら、人間社会の差別や偏見に疑問を投げかける奥深い物語です。アカデミー賞およびゴールデングローブ賞の長編アニメ映画賞受賞作品。

◆ 子どもを事故から守るために

水の事故防止

【問い合わせ】 消防救急課

☎ 24-9116 FAX 24-9111



いよいよ、水に親しむ季節です。海や川などで子どもたちの水遊びが盛んになり、水の事故が急増します。水の事故を防ぐため次のことに注意しましょう。

◆ 屋外での事故を防ぐため

- 危険な場所を点検し、危険性を教える。
- 子どもだけで、海や川などで遊ばせない。
- 泥沼や草の生い茂っているところには近寄らせない。
- 丸太などの漂流物の上では遊ばせない。
- 保護者は同伴していても油断せず、子どもから目を離さない。

◆ 日常生活での事故を防ぐため

- 浴槽、洗濯機、便器、ビニールプールなどの危険性

を教える。

- 1人で浴室に入れない。
- 子どもから目を離さない。

子どもを水の事故から守るためには、特に周囲の大人が気を配り、地域ぐるみで安全対策を進めていくことが大切です。

本格的な水の季節を迎える前に、家庭や学校などで水の怖さについて話し合い、危険な場所で水泳や水遊びなどしてはいけないことを再確認しましょう。

※万一のときの対処法を学ぶ応急手当講習会を希望する場合は、ご連絡ください。

部落問題(差別)を正しく知ろう(第3回)

【問い合わせ】 人権政策課
☎ 47-1286 FAX 47-1288

今回はなぜ被差別部落の人たちが差別されるに至ったのかについてお話します。

古代より天変地異や、死・出血・火事・犯罪など通常の状態に変化をもたらすことを「けがれ」といいました。ここでいう「けがれ」とは、現代の不衛生という考え方とは異なり「恐れ」の対象とされ、平安時代以降「けがれ」を清める力を持つ人々が必要とされてきました。しかし、清める力を持つ人たちは異質な存在として差別を受けるようにもなりました。

近世になっても同じように「けがれ」を恐れる傾向があり、差別された人々は農林漁業を営みながら、死牛馬からの皮革製造、町や村の警備、犯罪者の捕縛や行刑役、城や寺社の清掃など社会的に必要とされる仕

事や役割を担い、中には経済的に豊かになる人も現れました。一方で江戸時代中期以降、幕府や藩が出す御触れなどによって、武士や町人などとは別の身分として位置づけられました。

このように、幕府などが差別を制度化し、町人などにも被差別部落に住む人たちを差別することを義務づけたことが人々の心に差別心を植え付け、差別は強化されたと考えられます。

こうしてみると、被差別部落の人たちが差別される理由はないと感じる人も多いのではないのでしょうか。

しかし、今もなお部落差別によって苦しんでいる人は多くいます。こうした現状を踏まえながら、もう一度部落差別の不合理さを考えてみてはいかがでしょうか。

お知らせ 宝くじ収益金の社会貢献について

サマージャンボ宝くじ（市町村振興宝くじ）の収益金は、市町が行う防災対策や、道路、公園、文化施設、福祉施設の整備、地域医療の充実支援など、よりよいまちづくりのために使われます。

サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)
サマージャンボミニ7千万円
(1等5千万円・前後賞各1千万円合わせて)
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
各1枚 300円
7月9日(月)2種類同時発売!
発売期間 7/9(月)～8/3(金)
公益財団法人三重県市町村振興協会

【問い合わせ】

(公財) 三重県市町村振興協会
☎ 059-225-2138

【担当課】 地域づくり推進課

お知らせ 夏の交通安全県民運動

【運動期間】 7月11日(水)～20日(金)

【運動の重点】

- 高齢者と子どもの交通事故防止
- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

【問い合わせ】 市民生活課

☎ 22-9638 FAX 22-9641

お知らせ 7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

もうすぐ夏休みが始まります。子どもたちにとっては、普段体験できないことをするよい機会となります。しかし、「学校が休み」という解放感から生活が不規則になりがちで、問題行動も発生しやすい時期でもあります。

明日の伊賀市を担う子どもたちを社会全体で育むため、家庭・学校・地域が一体となって青少年健全育成の取り組みを推進することが必要です。このため、伊賀市青少年育成市民連絡会議と教育委員会では次の活動に取り組んでいます。

皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

◆ 青少年に有害な環境をなくす活動の推進

青少年の非行を誘発しやすい施設などを巡回し、関係者の協力を求めることで青少年を取り巻く有害環境をなくす活動を推進します。

◆ 研修会などの開催

青少年健全育成に関する講演会や研修会を通じて、青少年の健全育成についての理解を深めていきます。

【問い合わせ】

生涯学習課

☎ 22-9679 FAX 22-9692

お知らせ 「クールシェア」しましょう

夏の暑い日、家庭での電気使用量の半分以上はエアコンによるものです。

そこで、1人1台のエアコンの使用をやめ、涼しい場所に皆で集まってシェアする「クールシェア」を試してみませんか。

これは、家庭や地域で楽しみながら地球温暖化防止や節電にもなる取り組みで、家族が1つの部屋で過ごしたり、図書館や商業施設などで涼む、あるいは自然が多く涼しい場所に行くことなどが挙げられます。

こういった取り組みは、夏を快適に乗り切るためだけでなく、家庭や地域の絆を深めることにつながるのではないのでしょうか。

【問い合わせ】 環境政策課

☎ 20-9105 FAX 20-9107

今月の納税

● 納期限 7月31日(火)

納期限内に納めましょう

固定資産税(2期)

国民健康保険税(1期)

※ 納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課 ☎ 22-9612

お知らせ お詫びと訂正

広報いが市6月1日号32ページに掲載した「忍者市を知る」の記事の内容に誤りがありました。お詫びして訂正します。

誤) 忍者でもてなす春
正) 忍者に魅了された人々

【問い合わせ】

広聴情報課

☎ 22-9636 FAX 22-9617

催し いがまち人権パネル展

【と き】

7月10日(火)～19日(木)

午前9時～午後5時

※土・日曜日・祝日を除く

※12日(木)・19日(木)は午後7時30分まで延長して開館します。

【ところ】

いがまち人権センター

【内 容】

「発達障害啓発パネル」

【問い合わせ】

いがまち人権センター

☎ 45-4482 FAX 45-9130

催し 第34回 青山夏まつり

【と き】

7月15日(日) 午後3時～

【ところ】

青山ホール前・青山公民館周辺

【内 容】

こども積み木広場・ソーラン踊り・ヒップホップダンス・和太鼓演奏・花火・その他各種団体の出店・サマージャンボ宝くじの協賛による宝くじ等が当たるお楽しみ抽選会など

【問い合わせ】 第34回青山夏まつり実行委員会事務局（伊賀市商工会 青山支部）

☎ 52-0438 FAX 52-1330

【担当課】 青山支所振興課

伊賀の「いいね!」がいっぱい
facebook

伊賀市 公式
フェイスブックページ

2次元コード ▶



お知らせ 伊賀市多文化共生センターを紹介します

この施設は、在住外国人の生活や活動を支援するとともに、異文化理解を深めるための交流や学習、生活相談ができる多文化共生の拠点施設として平成28年8月にオープンしました。伊賀市国際交流協会(IIFA)も施設内に事務所を置いていますので、国際交流に関心のある人もぜひお越しください。

【業務内容】

○外国人相談窓口 ○多言語による情報提供 ○日本人も参加できる交流イベント ○外国人観光客への情報提供 ○各種講座 など

また、観光に訪れる英語圏・中国語圏の人向けの観光パンフレットや旅の情報なども提供しています。無料で使えるパソコンや有料のカラーコピー機も設置しており、操作方法が分からない場合はスタッフがお手伝いします。

【開所日時】

平日と第2・4日曜日の午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く。）

【ところ】

上野東町 2955 番地

◆多言語相談日

月曜日：英語

火曜日：スペイン語

水・金曜日：

ポルトガル語・英語

木曜日：中国語

第2日曜日：中国語

第4日曜日：中国語・英語

【問い合わせ】

市民生活課

☎ 22-9702 FAX 22-9641

伊賀市多文化共生センター

☎ 22-9629 FAX 22-9631

お知らせ コンビニ交付サービスの休止

市役所ネットワーク設定更新作業のため、次の期間は、コンビニエンスストアの店内にあるマルチコピー機で住民票の写しなどが取得できるサービスを休止します。

【休止期間】

7月14日(土) 終日

【問い合わせ】 戸籍住民課

☎ 22-9645 FAX 22-9643

芭蕉翁記念館 だより

皆さんは上野公園内の芭蕉翁記念館に来られたことはありますか。記念館では、年に4回、展示品を入れ替えて企画展を開催しています。芭蕉さんに親しみ、知るためにも、ぜひ記念館へお越しください。

【夏の企画展】

7月7日(土)～9月19日(水)

学芸員が教える芭蕉さんや俳句の豆知識

今回は芭蕉さんの句ができるまでのエピソードを紹介します。

芭蕉さんの代表句「古池やかはづ飛込水の音」は、「古池や」を「山吹や」とする弟子の案を退けたという逸話が『葛の松原』という本に残っています。

また、『更科紀行』に載っている「吹きとばす石はあさまの野分哉」の句は「吹きとばす」の部分が「吹落す」となっている句などがあり、何度も検討を重ねて完成しています。芭蕉さんの句作に対する努力がうかがえます。

【問い合わせ】

文化交流課

☎ 22-9621 FAX 22-9619

芭蕉翁記念館

☎ 21-2219 FAX 22-9619

「あんしん・防災ねっと」

携帯電話などのメールアドレスを登録した人には、市から緊急情報メールが届きます。また、災害時の緊急情報・避難所情報や休日・夜間診療所情報などが閲覧できます。

<http://www.anshin-bousai.net/iga/>

※携帯電話のバーコードリーダー機能で読み込んで登録できます。



2次元コード ▶

【問い合わせ】 総合危機管理課

☎ 22-9640 FAX 24-0444

催し 離乳食教室

【と き】 7月24日(火)

午後1時30分～3時30分

【ところ】

ハイトピア伊賀 4階多目的室

【内 容】

離乳食初期～完了期の話・実演見学・栄養相談

※子どもと一緒に参加できます。

【持ち物】

母子健康手帳・筆記用具など

【問い合わせ】

健康推進課

☎ 22-9653 FAX 22-9666

募集 日直業務員(臨時職員)

10月1日以降、勤務する人を募集します。

【募集人数】 1人

【勤務形態】

1人体制勤務…2～4日程度/月

【勤務期間】

10月1日(月)～平成31年3月31日(日)の土・日曜日、祝日

午前8時30分～午後5時

※更新の可能性があります。

【勤務内容】

青山支所への休日来庁者や電話などの対応・戸籍関係届出の受付など

【賃 金】 6,600円/日

【応募方法】

事前に電話連絡の上、履歴書を持参してください。

【選考方法】 面接

※面接は青山支所で行います。

※面接日時は応募期間後に通知します。

【応募期間】

7月9日(月)～8月3日(金)の午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く。

【応募先・問い合わせ】

伊賀市阿保1411番地

青山支所振興課

☎ 52-1112 FAX 52-2174

「広報いが市」の点字版・録音版を発行しています

希望される場合はお問い合わせください。

【問い合わせ】 障がい福祉課

☎ 22-9657 FAX 22-9662

催し 消防団夏期訓練

消防団員の士気高揚と団結を図るため、伊賀市消防団夏期訓練を実施します。

観覧席を準備しますので、ぜひご見学ください。

【と き】 7月15日(日)

【ところ】

《メイン会場》

○上野中分団 午前9時～

伊賀市民多目的広場(旧上野商業高等学校グラウンド)

※雨天時：同体育館

《サブ会場》

○上野西分団 午前9時～

三重中央開発(株)

※雨天時：成和西小学校 体育館

○上野北分団 午前9時～

旧丸柱小学校グラウンド

※雨天時：同体育館

○上野東分団 午前8時30分～

伊賀市教育研究センター

(旧友生小学校)グラウンド

※雨天時：同体育館

○上野南分団 午前9時～

旧比自岐小学校グラウンド

※雨天時：同体育館

○伊賀分団 午前9時～

柘植中学校グラウンド

※雨天時：同体育館

○島ヶ原分団 午前9時～

島ヶ原市民センター前駐車場

※雨天時：島ヶ原会館

ふれあいホール

○阿山分団 午前8時～

玉滝小学校グラウンド

※雨天時：同体育館

○大山田分団 午前9時～

せせらぎ運動公園

※雨天時：大山田農村環境改善

センター ホール

○青山分団 午前8時30分～

青山中学校グラウンド

※雨天時：同体育館

【訓練内容】 通常点検・消防操法・火災想定訓練など

※雨天時は、訓練内容などを変更します。

【問い合わせ】

消防救急課

☎ 24-9115

FAX 24-9111



伊賀市の人口・世帯数
(平成30年5月31日現在)
人口 92,456人
(男) 45,242人
(女) 47,214人
世帯数 40,121世帯

催し 寺田市民館 「じんけん」パネル展

【と き】 7月2日(月)～30日(月)

午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く。

【ところ】

寺田教育集会所 第1学習室

【内 容】

「世界人権宣言」

すべての人間が生まれながらに持っている基本的人権を、初めて国際的に認めた宣言です。この宣言の意義と、私たちが果たすべき役割について考えてみましょう。

【問い合わせ】

寺田市民館 ☎/FAX 23-8728

催し 認知症の人と家族の会 「伊賀地域つどい・交流会」

認知症の人を介護する家族の情報交換の場です。

【と き】 7月24日(火)

午後1時30分～4時

【ところ】

名張市武道交流館いきいき
(名張市蔵持町里2928番地)

【料 金】 200円

(認知症の人は無料。家族の会会員は100円)

※認知症の人が参加する場合は、事前に連絡してください。

【問い合わせ】 地域包括支援センター南部サテライト

☎ 52-2715 FAX 52-2281

献血のご案内

●7月22日(日)

午前10時～正午

午後1時30分～4時

アピタ伊賀上野店

【問い合わせ】

健康推進課

☎ 22-9653

FAX 22-9666



募集 自衛官になりませんか

【募集種目】 一般曹候補生

【応募資格】

日本国籍を有する 18 歳以上 27 歳未満の人

【応募方法】

電話でお問い合わせください。

【試験日】

○ 1 次試験

9 月 21 日(金)～ 23 日(日・祝) のうち指定する 1 日

○ 2 次試験

10 月 12 日(金)～ 17 日(水)のうち指定する 1 日

【試験種目】

○ 1 次試験：適性検査・筆記試験（国語、数学、英語、作文）

○ 2 次試験：口述試験・身体検査

【試験会場】

受付時または受験票交付時にお知らせします。

※ 2 次試験は 1 次試験合格者にのみ行い、2 次試験の試験会場は 1 次試験合格通知でお知らせします。

【合格発表】

○ 1 次試験 10 月 5 日(金)

○ 2 次試験 11 月 9 日(金)

【応募期限】

9 月 7 日(金)まで ※締切日必着

※自衛官候補生は年間を通じて募集しています。

【応募先・問い合わせ】

自衛隊三重地方協力本部伊賀地域事務所 ☎ 21-6720

【担当課】 総務課



行政情報番組

「ウィークリー伊賀市」

市政情報をお伝えしています。ケーブルテレビ 17 チャンネル（青山は 204 チャンネル）・地上デジタル放送 121 チャンネルで放送中です。

番組表は、各支所・各子育て支援センターで配布しているほか、右の 2 次元コードからもご確認ください。

2 次元コード ▶



募集 スポーツ推進審議会委員

スポーツ施設および設備の整備に関することや、スポーツ事業の実施・奨励に関することなど、スポーツに関する重要事項について調査、審議いただきます。

【応募資格】 市内在住の満 20 歳以上 70 歳未満の人

※市議会議員・市職員でない人。

【募集人数】 3 人以内

【任期】

9 月 1 日～ 2020 年 8 月 31 日

【報酬】 6,000 円/日

※市の規定による。

【応募方法】 住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号・応募動機を明記の上、郵送・ファックス・E メール・持参のいずれかでご応募ください。

【応募締切】 8 月 1 日(水) ※必着 ※E メールは午後 5 時必着

【選考方法】 作文審査により、委員の構成比率などを総合的に考慮して選考します。

※選考結果は、本人に通知します。

【応募先・問い合わせ】

〒518-0869 伊賀市上野中町 2976 番地の 1 上野ふれあいプラザ 2 階

伊賀市企画振興部スポーツ振興課

☎ 22-9635 FAX 22-9852

✉ sports@city.iga.lg.jp

募集 夏休み子ども体験講座 2 回連続講座

【と き】 7 月 24 日(水)・25 日(木)

午前 10 時～ 11 時 45 分

【ところ】 青山公民館

【内 容】

24 日(水)『夏休みの自由研究をしよう!! 俳句に挑戦』

25 日(木)『作ってみよう!! 陶芸に挑戦』『お話をしよう』

【対象者】 小学生

【申込方法】 住所・氏名・年齢・電話番号を電話または来館してお伝えください。

【申込期限】 7 月 23 日(水)

【申込先・問い合わせ】

青山公民館

☎ 52-1110

FAX 52-1211



募集 上野地域人権啓発指導者(人権リーダー)

お住まいの地域で人権啓発活動を推進する人権リーダーになりませんか。

【対象者】 上野地域在住で地域の人権啓発活動に意欲のある人

【申込方法】 人権政策課または本庁舎玄関受付にある人権リーダー登録申込書に必要事項を記入し、お住まいの人権啓発草の根運動推進会議の推薦状を添えて郵送または持参してください。

※申込書などは市ホームページからもダウンロードできます。

【選考方法】

書類審査により登録し、登録された人には登録証を交付します。

【申込期間】 随時

※登録いただいた人を対象に研修会を実施します。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【申込先・問い合わせ】

〒518-1422

伊賀市平田 650 番地

大山田農村環境改善センター 1 階

伊賀市人権生活環境部人権政策課

☎ 47-1286 FAX 47-1288

募集 七夕笹飾りコンクール

銀座商店街で開催する「七夕笹飾りコンクール」で、笹飾りの飾り付けをする団体を募集します。

【開催期間】 7 月 27 日(金)～ 8 月 6 日(月)

【ところ】 銀座商店街

【内 容】 笹竹は銀座商店街で準備しますので、飾り付けを各自でお願いします。(材料は雨にぬれても良いもので、リサイクル品など)

○笹竹の支給：7 月 24 日(水)

○笹飾りの搬入：7 月 27 日(金)

【申込方法】 電話でお問い合わせいただいたあと、団体名・代表者名・電話番号を記入の上、ファックスで申し込んでください。

【申込期限】 7 月 13 日(金)

【申込先・問い合わせ】

伊賀上野銀座商店街振興組合

☎ 24-2044 FAX 24-2065

(火・水・金曜日のみ)

【担当課】 商工労働課



◀ 鮎に声を掛けながら放流しました。

魚の住みやすい川を守ろうね

稚鮎放流事業 (5月25日)

阿保の木津川河川敷で、さくら保育園の年長児が参加して、鮎の稚魚を放流する事業が行われました。

子どもたちは、鮎の稚魚が入られたバケツを1つずつ受け取って川まで運び、「大きく育てね」と声を掛けたりしながら放流しました。



▲この日は500匹以上の鮎を放流しました。

初夏の高原を駆け抜けて

第31回青山高原つつじフォーターマラソン大会
(5月27日)

▼爽やかな晴天の中、高原を走り抜けました。



青山高原で、第31回青山高原つつじフォーターマラソン大会が開かれました。この大会では、3kmの部、5kmの部、10.55kmを走るフォーターの部の3部門に分かれて走ります。

ランナーは、スタートの合図で一斉に起伏の激しいコースに飛び出し、新緑の青山高原を爽やかな汗を流しながら駆け抜け、982人が見事完走を果たしました。



▲給水所で水分補給するランナーたち



▲美しい歌声が会場に響き渡りました。

日頃の成果を発表

第47回島ヶ原文化サークルまつり
(6月3日)

島ヶ原会館で島ヶ原文化サークルまつりが行われました。

島ヶ原地域の文化サークルが日頃の活動の成果を披露する場として毎年開催されているものです。今年はふれあいバンドによる演奏やカントリーダンスなど6グループが発表し、観客を楽しませました。

この日はおよそ130人が参加し、異なるサークル同士の交流の場となりました。



▶ ふれあいバンドが会場を盛り上げました。



忍者になりきって思い切り遊んだよ

にんじゃの国のミニ運動会 (6月3日)



▲スタッフの指導のもと紙で手裏剣を作る参加者

伊賀市が忍者市宣言をしたことにちなんで、いがまち公民館でミニ運動会が行われました。参加者はダンボールやペットボトルなどの廃材を利用して手づくりされた「手裏剣投げの術」や「床すり抜けの術」「壁つたいの術」など忍者の動きを取り入れた9つの種目に挑戦し、一つ一つの種目を成功させると歓声をあげていました。

▼うまくバランスをとりながらペットボトルの橋を渡りました。



本紙 14 ページの「クールシェア」についてわかりやすく解説します。



こども広場

「夏を涼しく過ごすために」

節電に取り組むことができます。

家族や地域で楽しみながら

職場や家庭での冷房時に室温28℃でも快適に過ごすことができる工夫をクールビズと言いますが、個人のエアコンの使い方を見直し、涼しさを分け合うことをクールシェアと言います。

〈自宅・近所で〉 エアコンを複数の家や部屋で使うことをやめ、1カ所に集まり、家族や近所同士で集まって絆を深めよう。

〈自然で〉 木陰などの自然が多く涼しい場所に行き、ゆったりとした時間を過ごす。

〈まちで〉 図書館などの公共施設や、商業施設などの身近で涼しい場所に集まって、楽しい時間を過ごす。



☆室温28℃(目安)で

快適に過ごすために

次に紹介することの中から、自分でできることを探して取り組んでみましょう。

【ひとりでもできること】

○冷房使用時は冷やした空気を逃がさないようにドアや窓をしっかり閉める。また、冷房に加えて扇風機を活用し、室内の冷たい空気を循環させる。

○うちわや扇子を利用して体感温度を下げる。

○夏野菜をおいしく食べて身体の中からクールダウン。

○室温に合わせた涼しい服装にする。

【友達や家族みんなでできること】

○こまめなフィルター清掃でエアコンの効き目アップ。

○風鈴や金魚を飼ったり、涼しげなアイテムを生活に取り入れる。

○打ち水をする。

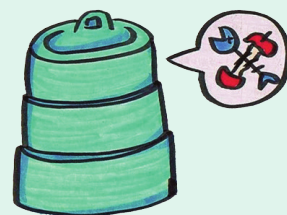
○すだれなどを活用する。

この他にも、友達やお家の人と話し合ったりして、何ができるのか、考えてみましょう。

【問い合わせ】 環境政策課

☎ 20・9105 FAX 20・9107

生ごみ処理容器購入費補助金制度



市では、家庭から発生する生ごみの減量と資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器の購入に対して、補助をしています。

【補助対象品・基数】

- 電力を用いないもので発酵作用を利用する構造のもの、または水分を地中に浸透させる構造のもの（コンポスト・EM菌生ごみ処理容器など）は、1世帯あたり2基を限度とします。
- 電力を用いるもので発酵分解作用を利用した構造のもの、または乾燥による減量化が促進される構造のもの（電動処理機）は、1世帯あたり1基を限度とします。

【補助対象者】

- 市内に住所を有する人で、市税を完納している人（事業所は除きます。）
 - 自ら所有・管理する家屋・土地に自らの負担で設置する人
 - 生ごみ処理容器を常に良好な状態で維持管理できる人
- ※以前に補助金の交付を受けている場合は、前回の交付を受けた日から起算して、次の期間を経過するまでは、交付の対象となりません。

- (1)コンポスト容器など 3年
- (2)電動処理機 6年

【補助金の額】

- 電力を用いないもの 購入費の3分の1
※上限は3,000円、100円未満切り捨て
- 電力を用いるもの 購入費の3分の1
※上限は2万円、1,000円未満切り捨て

【申請方法】

購入後3カ月以内に、交付申請書に必要事項を記入の上、下記の書類を添えて持参または郵送してください。詳しくはお問い合わせください。

- ①伊賀市生ごみ処理容器購入費補助金交付請求書
※申請者は世帯主に限ります。

※購入金額は、消費税込の金額を記入してください。

②領収書

※宛名は申請者（世帯主）とし、購入品メーカー名・型式・数量が、明記されたもの

③設置後の写真

※電力を用いるものの場合のみ

④申請者本人（世帯主）の市税完納証明書

※収税課・各支所住民福祉課で取得してください。

【申請先・問い合わせ】

〒518-1155 治田3547番地の13
さくらリサイクルセンター内
廃棄物対策課
☎ 20-1050 FAX 20-2575

防災ねっと

あなたの自宅やご近所は安全ですか？

災害は家族がそろっている時に発生するとは限らず、家族がバラバラにいる時に起こる可能性もあります。災害に備えて、日頃から必要な準備をしておきましょう。

○防災マップを活用しよう

防災マップは、大地震、洪水などの自然災害が発生した場合の被害の様子や、避難・救助活動に必要な情報が掲載されている地図です。家族で避難場所などを確認するようにしましょう。

また、自分たちの住んでいるまちを探検して歩き、まちの中にある危険な場所を知ったり、まちの中の防災施設などを見つけておきましょう。これにより地域



を知ることができ、防災への関心も高まります。

まちを歩いて発見したことを地図に書き込むことで、災害に対応するために何をすればいいのかを考えるきっかけとなります。

【問い合わせ】

総合危機管理課

☎ 22-9640 FAX 24-0444

伊賀警察署だより



テロを許さない社会・地域づくりにご協力を！

2001年9月11日に発生したアメリカ同時多発テロ事件以降、イスラム過激派などによるテロ活動が活発化しており、世界各地でテロが発生しています。

日本では、1995年に地下鉄サリン事件が発生しているほか、ISIL（いわゆる「イスラム国」）は、日本や日本人をテロの標的として名指ししているなど、テロは決してひとごとではありません。

このような情勢の中、今年の夏には、県内を中心に全国高等学校総合体育大会（インターハイ）が開催されます。

伊賀警察署では、官民が一体となってテロ対策を推進する「テロ対策伊賀パートナーシップ」に取り組み、関係機関や民間事業者、地域住民の皆さんと緊密に連携して、テロ防止に努めていきます。

皆さんの一人ひとりの目がテロを防止する抑止力となりますので、「何か変だな」と思ったときは、警察にお知らせください。

【問い合わせ】 伊賀警察署 ☎ 21-0110
名張警察署 ☎ 62-0110

公共交通を利用しましょう

JR 佐那具駅前公衆トイレが完成します

JR 佐那具駅前公衆トイレ建設工事が順調に進み、7月中旬から供用を開始する予定です。このトイレの建設には、ふるさと納税「伊賀市ふるさと応援寄附金」を活用しています。JR 関西本線をご利用の際など、ぜひご利用ください。

なお、駅前トイレの完成後は、駅構内のトイレが利用できませんので、ご了承ください。

また、市では公共交通の維持・活性化や二酸化炭素の排出削減、個人の健康増進などを目的に、今年度も7月から9月までの3ヶ月間を「公共交通機関利用促進期間」として利用促進に取り組みます。お出かけの際は、ぜひ公共交通機関の利用をお願いします。



【問い合わせ】 交通政策課 ☎ 22-9663 FAX 22-9852

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

人権について考えるコラムです。

地域で見守る子育て —さくら保育園—

児童虐待相談件数は全国的に年々増加しており、平成29年度、三重県内の児童相談所における相談対応件数は1,670件でした。そのうち伊賀児童相談所へは、149件の相談が寄せられました。皆さんは、この数字を多いと感じますか。それとも少ないと感じますか。

“虐待”といっても、子どもへの暴力などの身体的虐待・性的虐待のほか、大声で脅す・きょうだい間で差別するなどの心理的虐待や、子どもの世話をしない・食事を与えないなどのネグレクト（育児放棄）など、その種類はさまざまです。中には、しつけなのか虐待なのか、線引きが難しいケースもありますが、子ども自身が耐え難い苦痛を感じることであれば、それは虐待と考えるべきだとされています。

家庭において子どもが産まれることは喜ばしいことです。しかし、産まれてくることを楽しみに待つ

ていたのに、いざ子育てしようとなると、困ってしまうことなどが多くあります。現在は核家族化が進み、困っているときに身近に助けを求める相手や相談に乗ってくれる人がいないことで、親にかかる子育ての負担が増えています。このことから、子育てに悩み、解決策が見つからず、つい感情的になってわが子に手をあげてしまう場合があります。

そんなときに支えになるのは周囲にいる人たちです。子どもにほほ笑みかけたり、親や子どもが困っている様子なら声をかけたりすることが子育て中の親の心の支えになることがあります。「見守っているよ」「一緒に解決していきましょう」という周囲の人の温かい気持ちは、子育てに悩む親を安心させます。私たちの住む地域が、そのような気持ちを持つ人でいっぱいになるといいですね。

■ご意見などは人権政策課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ

図書館 だより



《問い合わせ》

上野図書館 ☎ 21-6868 FAX 21-8999
 いがまち図書室（いがまち公民館内）☎ 45-9122
 島ヶ原図書室（島ヶ原会館内）☎ 59-2291
 阿山図書室（あやま文化センター内）☎ 43-0154
 大山田図書室（大山田公民館内）☎ 47-1175
 青山図書室（青山公民館内）☎ 52-1110

今月の新着図書

一般書

『しかけ絵本 別冊太陽』

平凡社

しかけが飛び出したり、切り抜きが施されていたり、本が変形したり…?! 定番から最先端まで、大人も驚くしかけ絵本の数々を紹介する一冊です。

絵本

『ホットケーキのおうさま』

二宮 由紀子／文、朝倉 世界一／絵

ホットケーキたちが集まって、ホットケーキの王さまを決めることになりました。大きなホットケーキ、真っ黒けのホットケーキ、フルーツたっぷりのホットケーキ…。だれが王さまになるのかな？

■一般書

『性格の科学』 日経ナショナルジオグラフィック社
 『古墳空中探訪 奈良編』『古墳空中探訪 列島編』
 梅原 章一／著
 『アクリル毛糸で編むエコモップとエコタワシ』
 ブティック社

■児童書

『失敗図鑑』 いろは出版／編著
 『あべ弘士どうぶつクイズ教室』 あべ 弘士／著
 『妖精のメロンパン』 斉藤 栄美／作

■絵本

『とびますよ』
 内田 麟太郎／文、にしむら あつこ／絵
 『いっしょにおいでよ』 ホリー・M. マギー／文、
 パスカル・ルメートル／絵
 『ちっちゃいおおきいおんなのこ』
 クレア・キーン／さく

図書館（室）からのお知らせ

7月の読み聞かせ

絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどをします。（30分～1時間程度）

と き	ところ	催物（読み手）
10 日(木) 10:30～	阿山図書室	読み聞かせの会（はあと & はあと）
	大山田図書室	あかちゃんたいむ・ミニおはなし会
11 日(木) 10:30～	いがまち図書室	ミニサロンひまわり
14 日(土) 10:30～	大山田図書室	おはなしたいむ（きらきら）
	上野図書館	おはなしの会
15 日(日) 10:30～	阿山図書室	読み聞かせの会（はあと & はあと）
	15:00～ 青山公民館	おはなしなあに？
18 日(水) 10:30～	上野図書館	えほんの森（よもよも）
	14:30～ 島ヶ原老人福祉センター-清流	読み聞かせ会（ネェよんで）
20 日(金) 10:00～	いがまち図書室	絵本の時間（お話の国アリス）
	10:30～ 上野図書館	絵本と音のカーニバル（Twinkle）
25 日(水) 10:30～	上野図書館	おひざでだっこのおはなし会
27 日(金) 11:30～	青山図書室	おとなカフェ
28 日(土) 10:00～	いがまち図書室	読み聞かせ会（ぶらんこ）
	10:30～ 上野図書館	おはなしの会
8/1 日(水) 10:30～	青山子育て支援センター	あかちゃん こんにち（だっこ）
8/7 日(木) 10:30～	大山田図書室	あかちゃんたいむ・ミニおはなし会
	10:30～ 阿山図書室	読み聞かせの会（はあと & はあと）

今月の「郷土の歴史夜咄会」

【と き】 7月20日(金)
 午後6時～7時30分
 【ところ】 上野図書館 2階視聴覚室
 【テーマ】 田中善助翁の仕事

ストーリーテリングによるおはなし会

ワクワク！ドキドキ！

想像の世界を楽しみましょう。

【と き】 7月27日(金)
 ①午後2時～（子ども向け）
 ②午後3時～（大人向け）
 【ところ】 上野図書館 2階視聴覚室
 【語り手】 津おはなしの会「マザー・グース」

廃棄図書・雑誌をゆずります

上野図書館で、除籍した本や雑誌をおゆずりします。予約や書名の案内はできません。
 なくなり次第終了します。

【と き】 7月7日(土)・8日(日)
 両日とも午前10時～午後4時30分
 【ところ】 上野図書館 2階視聴覚室

7月の二次救急実施病院

◎各病院の受け入れ体制

日	月	火	水	木	金	土
1 名張	2 岡波	3 名張	4 岡波・名張	5 名張	6 上野	7 上野
8 岡波	9 岡波	10 上野	11 岡波・名張	12 名張	13 上野	14 名張
15 名張	16 岡波	17 名張	18 岡波・名張	19 名張	20 上野	21 上野
22 岡波	23 岡波	24 上野	25 岡波・名張	26 名張	27 上野	28 上野
29 名張	30 岡波	31 上野	*小児科以外の診療科です。			

※重症者が重なり、診察できない場合があります。また、非当番日は救急の受け入れを行いません。
※二次救急（重症）の人が対象です。

《実施時間帯》 平日：午後5時～翌日午前8時45分
土・日・祝日：午前8時45分～翌日午前8時45分

《実施時間帯（岡波総合病院）》

月曜日：午後5時～翌日午前9時 水曜日：午後5時～翌日午前8時45分
日曜日：午前9時～翌日午前8時45分
※月・水曜日が祝日の場合、午前9時～翌日午前8時45分

救急車での搬送限定ではありませんが、必ず事前に連絡が必要です。

【上野総合市民病院（☎24-1111）】

【名張市立病院（☎61-1100）】

【岡波総合病院（☎21-3135）】

◎伊賀市救急・

健康相談ダイヤル 24

☎0120-4199-22

心と体のさまざまな相談に、24時間体制でお応えします。

※通話料・相談料は無料です。

◎伊賀市応急診療所（一次救急）【診療科目】 一般診療・小児科

【所在地】 上野桑町 1615 番地 ☎22-9990

【診療時間】 月～土曜日：午後8時～11時

日曜日・祝日：午前9時～正午・午後2時～5時・午後8時～11時

※受付は、診療終了時刻の30分前までにお願いします。

◆夜間・日曜日および祝日診療を行っている医療機関については、次にお問い合わせください。救急医療情報センター コールセンター（☎059-229-1199）

情報交流ひろば

となりまち いが・こうか・がめやま

甲賀市

亀山市

しがらき火まつり

～燃え盛る炎が信楽を照らす～



しがらき火まつりは、焼き物作りや生活に欠かせない火に感謝し、安全を祈る祭りで、約700人が愛宕山山頂の神社へ松明を奉納します。

【と き】 7月28日(土)

【ところ】 甲賀市信楽地域市民センター周辺～新宮神社～愛宕山

【アクセス】

○新名神高速道路「信楽IC」から車で信楽方面へ約10分

○信楽高原鉄道「信楽駅」下車すぐ

【問い合わせ】

陶都・信楽まつり実行委員会火まつり事務局

☎0748-82-0873

関宿祇園夏まつり

～関宿の1年でもっとも熱い2日間～



旧東海道関宿で、江戸時代から続く夏の風物詩。夜には、「関の山（そこまでが精いっぱい）」の語源とも言われる4台の山車が巡行します。

そして、要所で繰り広げられる「舞台まわし」は、関宿祇園夏まつりならではの迫力があります。

夏の夕べに華やかなひとときを過ごしてください。

【と き】 7月21日(土)～22日(日)

※神輿の渡御 21日(土)、22日(日) 午後1時～5時

※山車の巡行 21日(土) 午後4時30分～10時ごろ
22日(日) 午後5時～10時ごろ

【ところ】 関宿街道沿い

【アクセス】 ○JR「関駅」より徒歩約5分

○名阪国道「関IC」から車で約5分

※当日は交通規制が実施されます。

【問い合わせ】 関宿祇園夏まつり実行委員会事務局
(亀山市観光協会内) ☎0595-97-8877

【問い合わせ】 甲賀市秘書広報課 ☎0748-69-2101

【問い合わせ】 亀山市広報秘書G ☎0595-84-5021

病気になるにくい
カラダを作る
健康レシピ

モロヘイヤの ネバネバ冷奴

食物繊維の働きで、高血糖予防

モロヘイヤは、ビタミン、ミネラルのほか、食物繊維を多く含み栄養価が高い食品です。葉を刻むと粘りが出る特徴があり、この粘りのもととなる食物繊維は糖の吸収を遅らせ、血糖値の上昇を抑える働きがあり、糖尿病、肥満予防に効果があります。今回は、低カロリー、高たんぱくな豆腐と組み合わせました。

ナスのそぼろあん

オレンジ



かぼちゃの
冷製スープ

とうもろこしごはん

モロヘイヤのネバネバ冷奴



材料（2人分）

モロヘイヤ	100 g
トマト	100 g
挽き割り納豆	40 g
木綿豆腐	300 g (1丁)
ツナ	70 g (1缶)
オリーブオイル	小さじ2
麺つゆ	大さじ2と1/2
黒こしょう	少々

1. モロヘイヤは水で洗い、硬い茎の部分を切り落として30秒茹でる。ざるにあげたらお湯を切り、細かく刻む。
2. トマトは1cm角に切る。挽き割り納豆は、よく混ぜておく。
3. 豆腐は適当な大きさに切り、水を切って、盛り付ける。
4. 3の上に、1、2、ツナを盛り付け、オリーブオイルと麺つゆ、黒こしょうをかける。

(1人分：エネルギー 320kcal、塩分 1.2g
たんぱく質 22.6 g、食物繊維 5.2 g)

上野総合市民病院 管理栄養士によるレシピです。

伊賀市の文化財

市指定無形民俗文化財 比自岐神社の祇園祭

伊賀地方では早魃時の雨乞い祈願や祇園祭に災疫を祓う踊りとして、多くの地域でかんこ踊りが踊られてきました。伊賀のかんこ踊りの特徴としては、「順逆踊」という独特な曲を有することが挙げられます。他の曲が、小歌を数首組み合わせた組歌形式を取るのに対し、歌詞や太鼓の拍子、踊り方が異なる特殊な曲で、一節ごとに「じゅんやくや」という囃子詞が挿入されます。

「順逆踊」は、伊賀を中心に周辺地域にも伝承されており、伊賀を起点に伝播していったと考えられます。しかし、高度経済成長や社会構造の変化により古くから伝承されてきたものが途絶えてしまい、現在も踊りが継承されている地域は僅かとなっています。

そのうちのひとつに、比自岐地域があり、祇園祭で踊られています。江戸時代から続くものとされ、万延元（1860）年の歌本の写しが残されています。休止していた時期もありましたが、昭和51（1976）年に比自岐祇園踊保存会が結成され、以降毎年奉納されています。

比自岐神社の祇園祭は、踊と花トリからなり、踊りは小学生の踊り子

数人が、歌・貝の拍子に合わせて拝殿前に据えられた二基の太鼓を打ち、踊り子の父親が歌出しを務めます。歌出しの衣装は菅笠を被り、浴衣の上に黒の羽織を着て、右手に扇子を持ちます。現在では、「鐘巻踊」・「陣立踊」・「こじんやく踊」・「よめご踊」・「かたばら踊」の5曲が奉納されています。

また、踊りの後に行われる花トリでは、「ほうろう竹」や「芯花」を氏子を取り合います。

踊りだけでなく花トリまでの一連の行事が貴重であるとして、平成4（1992）年5月27日に市の無形民俗文化財の指定を受けています。本年は7月22日(日)に行われる予定です。伊賀に伝わる数少ない民俗行事をぜひご覧ください。



▲比自岐神社の祇園祭

文化財課

☎ 47・1285

FAX 47・1290